



一般社団法人

茨城県保険医協会

出版物のご案内

# 公費負担医療等の手引

## 2019年7月版

B5判 626ページ 会員価格3,200円(定価4,000円) ※税・送料込み

### 全ての公費負担医療等の制度を解説した 医療機関必携の書!!

- 本書は公費負担医療等の制度内容についての解説書であり、診療現場で活用されることを目的に編集しています。
- 2019年5月31日現在までに出版されている各関連省庁の告示、通知等に基づいて再編し、それ以降の情報についても可能な限り収録しています。
- 2017年8月1日、さらには2018年8月1日に、段階的に変更となった高齢者の高額療養費一部負担金等の改正点を踏まえ、分かりやすく詳細に解説を加えています。
- さらに、すべての公費負担医療制度の対象者、所得制限、一部負担、申請方法、指定医療機関制度の有無、請求方法などのほか、各種医療保険制度、介護保険、生活保護、労災・公害医療、交通事故・災害、身体・精神障害、外国人の医療などについても、医療担当者の立場から解説しています。

#### ■主な内容■

- ◆五十音別公費負担医療等適用疾患一覧
- ◆序章 医療保障制度の基礎知識
- ◆第1章 医療保険制度
- ◆第2章 高齢者に関する医療制度
- ◆第3章 医療保険の諸給付
- ◆第4章 介護保険
- ◆第5章 生活保護
- ◆第6章 児童・母子に関する制度
- ◆第7章 身体・精神障害に関する制度
- ◆第8章 原爆・戦傷者の医療
- ◆第9章 特に定められた疾病に関する制度
- ◆第10章 予防接種
- ◆第11章 公害医療
- ◆第12章 その他制度
- ◆参考 医師法・医療法
- ◆付録

連絡先：一般社団法人 茨城県保険医協会

〒300-0038 茨城県土浦市大町 12-31

TEL029(823)7930 FAX029(822)1341 E-mail:info@ibaho.jp

**注文書**

切り取らずこのままFAX029-822-1341へお送りください

医療機関名 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_ ※必ずご記入ください。

住所 (〒 \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

連絡先 TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

注文数【 \_\_\_\_\_ 冊】× 価格【 3,200円(会員価格) or 4,000円(定価) 】 = 合計【 \_\_\_\_\_ 】円

代金支払方法 座振替・代引き ※いずれかに○をつけてください(座振替は会員のみ利用可)。  
※代引きは、代引き手数料として330円いただきます。

## 第2章

# 高齢者に関する医療制度

### 第1節 後期高齢者・高齢受給者の医療のあらまし

70歳以上の高齢者に関する医療は、原則75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度と、70歳以上75歳未満を対象とする高齢受給者の医療に分けられる。

本章ではまず第1節で、制度は異なるが取

り扱いにおいて似ている点がある両制度を比較し、第2節では「後期高齢者の医療」を、第3節では「高齢受給者の医療」を医療機関における窓口での取り扱いを中心に解説する。

#### 後期高齢者・高齢受給者の医療の比較

	高齢受給者	後期高齢者	
対象年齢	70歳以上75歳未満（後期高齢者医療対象者を除く）	75歳以上（一定の障害を有する65歳以上75歳未満の者を含む）	
適用する法律と保険者	医療保険各法に基づく保険者	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく都道府県後期高齢者医療広域連合	
一部負担金の割合	2割負担 （現役並み所得者は3割負担）	1割負担 （現役並み所得者は3割負担）	
負担割合の確認	高齢受給者証等	後期高齢者医療被保険者証	
自己負担限度額	75歳の誕生日以外		
	区分	入院外（個人単位）	入院外+入院（世帯単位）
	現役Ⅲ	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 多数該当：140,000円	
	現役Ⅱ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 多数該当：93,000円	
	現役Ⅰ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 多数該当：44,400円	
	一般	18,000円 （年間上限144,000円）	57,600円 多数該当：44,400円
	低所得者Ⅱ 低所得者Ⅰ	8,000円	24,600円 15,000円
高額療養費の世帯合算	後期高齢者の高額療養費とは世帯合算できない	高齢受給者、70歳未満の患者の高額療養費とは世帯合算できない	
保険料	社保は被保険者、国保は世帯主が保険料を負担	後期高齢者1人1人が被保険者として保険料を負担	

※1) 「年間」とは「毎年8月1日～翌年7月末日まで」を指す。

※2) 月途中で75歳の誕生日を迎え後期高齢者医療制度に移行した月は、移行前月の自己負担限度額は2分の1となる。

### <事例Ⅳ 後期高齢者で医療保険と公費負担医療の併用の場合>

- 後期高齢者（75歳以上） 所得区分：一般（1割負担） 入院患者
- 総医療費：986,510円、公費（54）対象医療費：267,850円、公費対象外医療費：718,660円
- 難病医療（54）患者上限負担金額10,000円（一般所得Ⅰ）

[難病医療（54）対象医療]  
267,850円

9割 (241,060円)	1割 (26,785円) ÷ 26,790	
↓	16,790円	10,000円
保険給付 (保険者…①)	↓ 難病 (54) 公費…②	↓ 患者負担…③

[難病医療（54）対象外医療]  
718,660円

9割 (646,794円)	1割 (71,866円)	
↓	14,266円	高額療養費自己負担限度額 (57,600円)
保険給付 (保険者…①)	↓ 高額療養費 (保険者…①)	10,000円 ↓ 保険者…①
		47,600円 ↓ 患者負担…③

①保険給付額 912,120円 (241,060円 + 646,794円 + 14,266円 + 10,000円)

②公費負担額 16,790円

③患者負担額 57,600円 (10,000円 + (57,600円 - 10,000円))

#### 【解説】

高齢受給者・後期高齢者の場合、患者負担の計算は一般（70歳未満）患者とは異なり、公費対象医療の患者自己負担割合部分が21,000円以上・未満に関わらず公費適用後の一部負担金（10,000円）と公費対象外医療の一部負担金（57,600円）とを合算して高額療養費を計算する。公費対象医療の一部負担金（10,000円）と公費対象外医療の一部負担金（57,600円）と合算すると67,600円の負担となってしまうが、高額療養費自己負担限度額（57,600円）を超えた部分（10,000円）については保険者に請求をする。そのため、患者負担は高額療養費自己負担限度額（57,600円）までとなる。

#### 【レセプト請求】

保	請	求	点	※	決	定	点	負	担	金	額	円
保	98,651							(26,790)				
								74,390				
公	26,785									10,000		
費												
①												

【※公費と患者が支払う額（＝保険者以外が支払う額）

公費負担額（16,790円） + 患者負担額（57,600円） = 74,390円】